

平成 26 年 5 月 12 日

連 絡 先	
監査委員事務局	
担当者	上村
	電話 224-2923

資 料 提 供 に つ い て

1 発表事項

平成 25 年度定期監査結果に基づき取り組んだ状況（「講じた措置」）について

2 発表内容

平成 25 年度定期監査結果に基づいて、知事、委員会等が取り組んだ状況（「講じた措置」）を公表します。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 4 項の規定に基づき、平成 25 年度に実施した定期監査※について、知事、委員会等から、その結果に基づいて平成 26 年 3 月までに取り組んだ状況（「講じた措置」）が監査委員に通知されたので、同条第 12 項の規定により、平成 26 年 5 月 13 日付け三重県公報により公表するものです。

※ 定期監査では、各部局、地域機関など 332 箇所を対象に監査を行いました。これらの結果は、平成 25 年 11 月 1 日付け三重県公報に登載、公表しています。

3 「講じた措置」の状況

事業や財務の執行など、監査委員が指摘した 183 件について、「概ね対応済み」が 90 件（構成比 49.2%）、「改善に着手」が 80 件（同 43.7%）、「検討に着手」が 13 件（同 7.1%）、「検討予定」及び「取り組んでいない」に該当するものではありません。監査結果に対する改善率（「概ね対応済み」と「改善に着手」の全体に対する割合）は 92.9%となっています。

項目	概ね 対応済み	改善に 着手	検討に 着手	検討 予定	取り組ん でいない	計
事業意見	0	56	3	—	—	59
財務関係意見	90	24	10	—	—	124
合計	90	80	13	—	—	183
構成比	49.2%	43.7%	7.1%	—	—	100.0%

- （注）概ね対応済み : 概ね改善を終えたもの、改善が確実に見込まれるもの。
改善に着手 : 改善に取り組み、引き続き改善しているもの。
検討に着手 : 改善に向けて検討がなされているもの。改善に取り組んでいるものの成果が出ていないもの。
検討予定 : これから改善に向けて検討しようとしているもの。
取り組んでいない : 対応する取組がなされていないもの。

※ 主な「講じた措置」については、次頁以下のとおりです。

(参考)「講じた措置」の例

改善に着手

監査意見の概要	「講じた措置」の概要
<p>地域防災計画の見直し等による防災・減災対策の推進</p> <p>(防災対策部)</p> <p>三重県では、東日本大震災や紀伊半島大水害等大規模な災害発生を受け、「三重県地域防災計画」及び「三重県石油コンビナート等防災計画」の抜本的な見直しや、見直し後の地域防災計画(地震・津波対策編)を推進するための行動計画に位置づけられる「三重県新地震・津波対策行動計画」の策定について検討、順次着手しているところである。また、地域防災計画(風水害等対策編)については、近年、全国的に、局地的大雨や竜巻などの異常気象による災害が頻発している状況も踏まえた見直しに向け準備を進めているところである。</p> <p>各計画の見直しや策定にあたっては、これまでの大災害や、緊急かつ集中的に取り組むべき対策として実施された「三重県緊急地震対策行動計画」で明らかとなった課題及び問題点を踏まえ、国の方針及び調査結果、並びに「防災・減災対策検討会議」での審議内容及び関係機関等の意見などを参考に、それぞれの計画の整合性も図りながら、より実効性のある防災・減災対策となるよう取り組まれない。</p>	<p>「防災・減災対策検討会議」等から出された意見及び地震被害想定調査結果等を踏まえながら、「三重県地域防災計画(地震・津波対策編)」を抜本的に見直すとともに、「三重県緊急地震対策行動計画」における成果と課題を引き継ぎ、本県の防災・減災にかかる総合的な計画となる「三重県新地震・津波対策行動計画」を策定し、これらを平成26年3月に公表しました。これにより、本県の地震・津波対策にかかる災害対応力の向上や防災・減災対策の進展が見込まれるとともに、これら計画と被害想定調査結果を示したことで、市町や防災関係機関における防災計画の検証と見直しが進むことが期待できます。</p> <p>また、平成26年度に実施予定の「三重県地域防災計画(風水害等対策編)」の見直し及び「三重県風水害等対策行動計画(仮称)」の策定にかかる基礎資料とするための、基礎調査を実施しました。</p> <p>「三重県石油コンビナート等防災計画」については、見直しにかかる基礎資料とするため、地震・津波発生時等にコンビナート施設で起こりうる漏えい、火災、爆発等の災害の発生頻度、周辺への影響度等を評価する、石油コンビナート防災アセスメントを実施しました。</p> <p style="text-align: right;">(P2)</p>

監査意見の概要	「講じた措置」の概要
<p>「協創」による地域防災力の向上 (防災対策部)</p> <p>三重県においては、自主防災組織の組織率は高いものの、組織の活性化や質的な向上が課題とされている。地域防災力を高めるためには、「防災の日常化」の定着を図ることが大切であることから、市町、地域防災総合事務所・地域活性化局及び防災人材とも十分連携し、平成24年度に構築した「津波避難に関する三重県モデル」や改定した「三重県避難所運営マニュアル策定指針」の県内地域への水平展開などを効果的に行うことで、地域における自主的な防災活動や実践的な訓練などの取組を一層推進し、地域防災力の向上を図られたい。</p>	<p>地域防災総合事務所・地域活性化局と連携し、市町や地域における取組に対し支援を行った結果、避難所運営マニュアルについては、内陸部の市町を中心に6市町14地区で作成され、津波避難に関する三重県モデルについては、津波浸水の恐れのある19市町において取組を支援、うち6市町17地区で「Myまっぷラン」の取組が行われ、この取組と、市町独自の手法による取組とを合わせると、9市町44地区で津波避難計画が作成されました。今後、「みえ防災・減災センター」(平成26年4月開所)と連携し、「みえ防災コーディネーター」や「三重のさきもり」などの防災人材の協力を得て取組の現地支援を行い、県内各地への水平展開をめざします。</p> <p>また、県内の全自主防災組織を対象に、今後の地域防災力向上やより効果的な事業実施に資することを目的として、活動実態調査を行い(2,524組織から回答)、調査結果を各市町及び各自主防災組織にフィードバックするとともに、「三重県自主防災組織交流会」を開催し、交流や情報共有を図りました。県内各地で自主的な防災活動に取り組んでいる団体に対しては、活動の一層の充実・発展に資することを目的として「みえの防災大賞」の募集・表彰を行いました(22団体応募)。</p> <p>(P3)</p>

監査意見の概要	「講じた措置」の概要
<p>「みえ県民カビジョン」の推進及び進行管理</p> <p>(戦略企画部)</p> <p>県民指標である「各施策の『県民指標』の達成割合」が目標値 70.0%に対し、実績値 48.2%、活動指標である「各施策の『県の活動指標』の達成割合」が目標値 80.0%に対し、実績値 60.9%、「『選択・集中プログラム』の数値目標の達成割合」が目標値 80.0%に対し、実績値 50.0%となっている。「『幸福実感日本一』の三重」の実現に向け、各施策、取組等の目標が達成されるよう、今後も引き続き各部局に必要な支援や助言を行うなど進行管理に努められたい。</p> <p>また、それぞれの目標値がプロジェクト等の成果として県民により実感されるものとなるよう努めるとともに、法令の改正等社会状況が大きく変化する場合には、目標値の見直しについて柔軟に対応することも検討されたい。</p>	<p>「みえ県民カビジョン」に掲げる理念や目標を着実に推進する仕組みとして、「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）」を平成 25 年度から本格的に運用しており、その中の重要な仕組みである春と秋の政策協議を通じて「みえ県民カビジョン」の進行管理に努めています。</p> <p>「秋の政策協議」では、「選択・集中プログラム」の本年度の間評評価と翌年度の取組の方向性を協議するとともに、進展度が遅れている施策等を協議し、その協議結果や予算編成過程における議論などを踏まえ、「平成 26 年度三重県経営方針」を取りまとめました。</p> <p>また、各部局長が、政策協議の協議内容を的確に下半期の取組に反映し、平成 25 年度の目標達成に向けて必達意識をもって取組を推進していくよう、各部局長に対し文書通知を行うとともに、「みえ成果向上サイクル」をより効率的に運用していくため、政策協議終了後、各部局とともに成果と課題の検証を行うことで、翌年度にむけて政策協議のあり方等の見直しを行いました。</p> <p>今後は、法令の改正等社会状況が大きく変化する場合には、春の政策協議において議論のうえ、目標値の見直しについての的確に対応します。</p> <p style="text-align: right;">(P5)</p>

監査意見の概要	「講じた措置」の概要
<p>効果的な広聴広報機能の推進 (戦略企画部)</p> <p>情報入手手段が多様化する中で、適時適切に広く情報発信を行うため、「県政だより みえ」のテレビのデータ放送への移行が検討されている。</p> <p>今後も、県政情報がより効率的かつ効果的に一人でも多くの人に伝えられるよう、試験放送の結果を十分に検証したうえで、戦略的かつ効果的な情報発信に努められたい。</p>	<p>情報入手手段の多様化への対応や最新情報の発信、不達世帯の解消などの課題解決を図るため、テレビのデータ放送を活用した「県政だより みえ」の情報提供について、平成26年4月からの本格実施に向けた準備を進め、平成25年11月及び平成26年2、3月の試験放送を実施しました。</p> <p>平成25年11月の試験放送実施に伴い、県民の皆さんの閲覧方法の理解や画面の見やすさ、データ放送開始後の県政情報の入手方法などを把握するため、各種アンケート調査を実施しました。アンケート調査の結果等を踏まえ、動作スピードの向上などデータ放送の改善を行った上で、平成26年度からデータ放送での県政情報の発信を行っていくこととし、それに伴い、紙の県政だよりの各戸配布を見直すこととしました。</p> <p style="text-align: right;">(P6)</p>
<p>職員のコンプライアンス意識の醸成と職員服務規律の徹底 (総務部)</p> <p>平成24年度の懲戒処分については、前年度の2人から大幅に増加し、10人の知事部局職員が、港湾改修工事に係る不適正事務及び自家用自動車運転中の死亡事故等で処分されている。</p> <p>これらの事案は、職員のコンプライアンス意識の欠如が原因の1つである。</p> <p>県民の信頼を確保する観点から、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上を図り、職員研修の強化等に取り組むとともに、職員の服務規律を徹底することにより再発防止に努められたい。</p>	<p>全所属においてコンプライアンスミーティングを年4回実施し、コンプライアンスに関連する議題について、全員での議論を行いました。</p> <p>法曹資格職員をメンバーにしたコンプライアンス推進チームを設置し、コンプライアンス推進にかかる諸施策の検討、「コンプライアンス・ハンドブック」の策定等を行いました。</p> <p>施策や業務の妥当性について、法的観点から検証する仕組みである「リーガル・サポート」を構築し法令習熟度の向上に取り組みました。</p> <p>職員研修センターにおいて、コンプライアンス研修を増加させるとともに、11月から全9回の巡回法務・コンプライアンス研修を実施しました。</p> <p>不祥事の発生防止を徹底するとともに、綱紀の厳正な保持、服務規律の確保に向けてより一層努力するよう、3度にわたり総務部長通知を発出しました。</p> <p style="text-align: right;">(P9)</p>

監査意見の概要	「講じた措置」の概要
<p>持続可能な財政運営基盤の確立 (総務部)</p> <p>平成 24 年度の県財政は、経常収支比率については 94.9%と前年度に比べて 2.2 ポイント改善しているが、県債の残高が引き続き増加しているため、実質公債費比率については 14.1%と前年度に比べて 0.5 ポイント悪化している。</p> <p>雇用経済情勢の先行きの不透明な中、県税収入や地方交付税に多くを期待することは困難な状況であるため、今後も三重県行財政改革取組を着実に推進し、可能な限り県債発行の抑制に努めるとともに、徹底した事業の見直しや新たな収入源の開拓等による多様な財源確保策に積極的に取り組むことにより、将来世代に負担を先送りしない持続可能な財政運営の基盤を確立されたい。</p>	<p>平成 26 年度当初予算編成にあたっては、平成 25 年度から行っている知事と部局長による協議の充実等を引き続き実施するとともに、従来の一律シーリングを見直し、重点化施策について一定の加算を行うことで、更なる選択と集中を図りました。</p> <p>平成 26 年度末の臨時財政対策債等を除く県債残高を、平成 23 年度末よりも減少させる目標の達成にむけて、県債発行を抑制し、中期財政見通しで示した県債残高の範囲内に平成 25 年度最終補正後の県債残高を抑制しました。</p> <p>多様な財源確保の取組として、県有施設へのネーミングライツの導入について、導入にかかるメリット・デメリット等をあらためて整理した結果、三重県営鈴鹿スポーツガーデン及び三重県営総合競技場にネーミングライツの導入を図ることを決定しました。</p> <p style="text-align: right;">(P12)</p>
<p>県税及び県税以外の未収金対策 (総務部)</p> <p>平成 24 年度における県税の収入未済額は 6,102,294,806 円（加算金を含む）であり、前年度に比べて 456,392,617 円（△7.0%）減少しているものの、依然として多額となっている。</p> <p>特に、個人県民税の収入未済額が 84.3%と大きな割合を占めており、地方税法第 48 条の規定に基づく徴収等の特例を活用した直接徴収、地方税収確保対策連絡会議等を活用した市町の支援や個人住民税特別徴収義務者の全指定に向けて取り組んでいるが、今後も引き続き税収確保に努められたい。</p> <p>また、県税以外の未収金が 6,709,244,666 円あるため、全庁的な取組の枠組みの構築を推進するための指針として平成 25 年 3 月に「三重県債権管理適正化指針」を策定したところであるので、同指針に基づいてそれぞれの事業担当部局が債権回収を強化するとともに、県全体の未収金縮減のための取組を今後もさらに推進されたい。</p>	<p>個人県民税対策として、個人住民税特別滞納整理班における取組、県税職員研修への市町職員の参加受入等を実施しました。</p> <p>平成 26 年度からの全市町による特別徴収義務者の指定の徹底に向けて、市町と連携のうえ、指定予告通知書の発送や各種説明会を実施しました。</p> <p>その他の税目についても、「特別徴収機動担当」と各県税事務所とが連携して、機動的な滞納整理を実施するとともに、差押、捜索やインターネット公売などの滞納処分を行いました。</p> <p>「三重地方税管理回収機構」との連携を強化するとともに、同機構へ職員を派遣しました。</p> <p>県税以外の未収金について、「三重県債権管理適正化指針」により、統一的な取扱いの実施や「債権処理計画（目標）」の策定等の新たな取組を行いました。</p> <p>一部の未収金については、長期間の管理が必要となるものがあることから、債権放棄の手続きを含めた「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」を策定しました。</p> <p style="text-align: right;">(P13)</p>

監査意見の概要	「講じた措置」の概要
<p>がん対策の推進</p> <p>(健康福祉部)</p> <p>がんは、昭和 56 年以降、県内における死因の第 1 位であり、今後も増加が予想されるため、がんの予防、早期発見から治療、予後に至るそれぞれの段階に応じた「がん対策」を充実させ、がんによる死亡者数の減少に努められたい。</p> <p>また、がんによる死亡者数を減少させるためには、早期発見・早期治療が重要であることから、がんの早期発見につながる「がん検診」について、県民の意識の向上や受診しやすい環境づくりなどに取り組むことにより、受診率の向上に努められたい。</p>	<p>がんの予防・早期発見のため、各市町に検診受診率向上に向けた取組に対して補助を行うとともに、がん検診と特定健康診断の同時実施を推奨しました。がん診療連携拠点病院等においては、がん対策の普及啓発を図るための市民公開講座や、乳がん検診を受けるきっかけづくりとしてワンコイン検診を実施しました。</p> <p>県民のがん検診の必要性に関する理解を深めるため、市町、団体等が主催するイベントへのブース出展や、タウン誌へのがん関連情報の掲載、啓発資材の貸出などを行いました。また、民間企業 5 社と協定を結び、協定を結んだ企業では、がん検診受診を促進する商品（がん検診受診による預金利率優遇商品）の開発や、「がんを知る展」を企業店舗内で実施しました。</p> <p>なお、効果的ながん対策の立案及びがん医療の向上に必要な情報を得るため、地域がん登録事業を実施しているところですが、得られた情報を科学的根拠に基づいたがん対策に活用できるよう、データを分析、評価した年報を作成することとしています。</p> <p>がん対策の一層の充実を図るため、平成 26 年 4 月 1 日施行に向け、「三重県がん対策推進条例」の制定にかかる取組を進めました。</p> <p>(P29)</p>

監査意見の概要	「講じた措置」の概要
<p>【緊急課題解決6「共に生きる」社会をつくる障がい者自立支援プロジェクト】 就労の場の確保と適切な支援 (健康福祉部)</p> <p>プロジェクトの数値目標である「県の就労支援事業により一般就労した障がい者数」については、福祉・農業・雇用・教育の各分野で就労支援に取り組んだ結果、目標値 318 人に対し、324 人となり、前年度の 311 人より 13 人 (4.2%) の増となっている。</p> <p>しかし、民間企業における障がい者の実雇用率は 1.57% であり、前年より 0.06 ポイント改善したものの、全国平均の 1.69% に達せず、全国 45 位である。さらに、民間企業における法定雇用率が平成 25 年 4 月に 1.8% から 2.0% へ改定されたことから、引き続き、関係部局や国、市町とも連携を図りながら、障がい者の就労促進に取り組まれない。</p>	<p>障がい者の就労促進に向けた各事業の実施にあたって、関係部局が連携して取組を進めるとともに、障がい者支援施策総合推進会議等により全体的な情報の共有を図りました。関係部局の連携した取組の結果、障害者優先調達推進法に基づく調達目標を達成するとともに、共同受注窓口を通じた受注の拡大が図られ、福祉分野における就労支援が充実しました。</p> <p>健康福祉部の就労支援事業については、施設退所後 2 年以内に一般就労した障がい者に対し、施設職員による週 1 回程度の面接・訪問等により、就労の継続に必要な相談支援（支援人数：73 名）を行い、一般就労を継続するのが困難な障がい者の就労促進と就労の定着化を図りました。また、就労を希望する知的障がい者に対し、障害者居宅介護従事者基礎研修履修のための基礎研修、個別研修、介護施設等における体験実習を行い、就職のために必要な基本的な知識や技能を身につけるための講座（受講者：9 名）を開催し、研修終了後、障がい者就業・生活支援センターが、就職に向けて個別に支援を行った結果、受講者 9 名のうち 3 名が一般就労することができました。</p> <p>プロジェクトの数値目標である「県の就労支援事業により一般就労した障がい者数」については、目標値 332 人に対し、334 人となり、前年度の 324 人より 10 人 (3.1%) の増となりました。</p> <p>「共に生きる」社会をつくる障がい者自立支援プロジェクトに基づき、就労先の開拓や求職活動の支援、就労後の定着支援等、障がい者の就労支援を行うとともに、平成 26 年度以降の新たな取組として、ステップアップカフェや社会的事業所についても関係部局が連携して取り組むこととしています。</p> <p style="text-align: right;">(P34)</p>

監査意見の概要	「講じた措置」の概要
<p>「協創」による博物館づくりと文化交流ゾーンの形成</p> <p>(環境生活部)</p> <p>平成 26 年春に開館する新県立博物館は、「ともに考え、活動し、成長する博物館」を理念に掲げていることから、県民との「協創」により魅力的な博物館となるよう努められたい。</p> <p>また、新県立博物館の整備を契機として三重県の文化の中核的な拠点となる文化交流ゾーンの各施設（図書館、博物館、美術館及び三重県総合文化センター）が連携し、より多くの県民が多様な文化活動にふれ親しみ参画する場となるよう努められたい。</p>	<p>県民・利用者の皆さんとともに進める協創による取組として、4つの重点的取組テーマを設定し、展開しました。</p> <p>①参画のしくみづくり 「みんなでつくる博物館会議」や、「思い出ミュージアム」「いわしプロジェクト」への県民参加の状況などを精査した上で、開館後から運営する県民利用者が参画する組織づくりを進めました。</p> <p>②連携が進む環境づくり 三重大、皇學館大との相互協力協定締結等を行いました。</p> <p>③評価と改善のしくみづくり 三重県総合博物館経営向上懇話会において意見をいただきながら、評価制度の構築を進めました。</p> <p>④魅力的で使いやすい博物館づくり 障がい者団体と意見交換を行い、運営体制整備等を進めました。</p> <p>文化交流ゾーン構成施設による連携事業として、文化交流ゾーン構成施設と斎宮歴史博物館が、「伊勢」を統一テーマとして展覧会やセミナー、講演会等を実施しました。</p> <p>三重県文化審議会に文化交流ゾーン検討部会を設置し、魅力を高めるための事業や運営のあり方等を調査・審議しました。結果は「三重県文化審議会 文化交流ゾーン検討部会報告書」としてとりまとめられ、平成 26 年 2 月に開催された第 3 回審議会で報告されました。</p> <p>(P55)</p>

監査意見の概要	「講じた措置」の概要
<p>温室効果ガス排出削減の推進 (環境生活部)</p> <p>「大規模事業所における温室効果ガスの排出量の増減比率」が、平成 24 年度目標値+0.6%以下に対し、実績値は+1.9%となっている。</p> <p>温室効果ガス排出量の約 6 割が産業部門から排出されることから、地球温暖化対策計画書や環境マネジメントシステムの普及を推進し、自主的な排出削減の取組を引き続き促進されたい。また、産業部門のみならず、多様な主体による自主的かつ積極的な取組が展開されるよう、情報提供等による啓発を図るとともに、総合的かつ計画的な対策を推進されたい。</p>	<p>平成 24 年度目標の実績値（23 年度の実績値で評価）が+1.9%となっているのは、東日本大震災により操業停止した事業所の不足分を、県内にある同系列の事業所で増産により補ったことが原因であり、現状においては、操業は通常どおりとなっています。</p> <p>産業部門からの温室効果ガス排出量の削減については、その 8 割以上の排出を占める大規模事業所を対象に、削減目標や具体的な取組内容などを記載した地球温暖化対策計画書の策定及び提出を義務づけ、その計画書をホームページで公表する地球温暖化対策計画書制度により自主的な排出削減取組の促進を行っていますが、これまで任意提出であった取組内容の実績について、新たに制定した条例で提出を義務づけ、計画書における取組の実効性の担保を図りました。</p> <p>中小事業所については、自主的な温室効果ガスの排出削減を進めるため、取り組みやすく、費用負担が少ない三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム（M-E M S）の普及啓発を行いました。</p> <p>様々な主体の自主的な温室効果ガスの排出削減取組と各主体の相互連携による総合的かつ計画的な温暖化対策を推進するため、三重県地球温暖化対策推進条例を制定しました（12 月 27 日公布、26 年 4 月施行）。</p> <p>本条例を広く周知し、事業者や県民などの各主体が、自主的かつ積極的に地球温暖化対策に取り組むように普及啓発を図っていきます。</p> <p style="text-align: right;">(P57)</p>

監査意見の概要	「講じた措置」の概要
<p>競技力の向上</p> <p>(地域連携部)</p> <p>平成 24 年の「国民体育大会の男女総合成績」は 38 位となっている。</p> <p>今後、平成 33 年に本県で開催する国民体育大会での天皇杯・皇后杯獲得に向け、トップアスリートの強化やジュニア競技者の育成・強化、学校・企業の運動部等への活動支援、指導者の養成等に計画的に取り組み、競技力の向上に努められたい。</p>	<p>平成 25 年度は、5 月に知事を本部長とする「三重県競技力向上対策本部」を設置し、競技力向上の取組を進めるための指針となる「三重県競技力向上対策基本方針」を決定しました。</p> <p>具体的な取組として、ジュニア選手の競技人口が少ない種目について、ジュニア選手の発掘・育成に取り組む競技団体数を、昨年度の 3 団体から 6 団体に拡大しました。</p> <p>また、競技力向上のため、高等学校強化指定運動部を拡充（6 校 8 部⇒15 校 21 部に拡充）するとともに、新たに大学・企業・クラブチームの強化指定（1 大学運動部、10 企業・クラブチーム）とその強化活動を支援することにより、強化指定された高校がインターハイで団体準優勝をするなどの成果が現れています。</p> <p>さらに、指導者の資質向上を図るため、指導者研修会等の研修内容の充実やスポーツアドバイザーの派遣を実施しました。</p> <p>平成 26 年度については、引き続きジュニア・少年選手の発掘・育成・強化、成年選手の強化を図るため、優秀な指導者を養成・確保する等の「基盤・体制づくり」を進めるとともに県体育協会や各競技団体と連携し、合宿・遠征等による強化活動に一層取り組みます。</p> <p style="text-align: right;">(P77)</p>

監査意見の概要	「講じた措置」の概要
<p>熊野古道を中心とした集客交流 (地域連携部)</p> <p>紀伊半島大水害で減少した「熊野古道の来訪者数」は、平成 24 年度には 274 千人まで回復してきたが、最も来訪者の多かった平成 22 年度の 285 千人を下回っている。</p> <p>平成 25 年度は式年遷宮の他、東紀州地域には一部を除き高速道路が延伸され、平成 26 年度は世界遺産登録 10 周年を迎えることから、県観光・国際局とも連携のうえ、熊野古道センター等の集客交流拠点施設を活用した古道を核とする集客交流を進められたい。</p>	<p>平成 25 年度は、世界遺産熊野古道を核とした自然・歴史・文化、地域資源などを活用した観光・産業振興の取組を東紀州地域振興公社、熊野古道センターおよび紀南中核的交流施設を活用しながら進めました。</p> <p>具体的には、東紀州地域振興公社では「三重県フェア」、「日本百街道展」等の県外での観光展・物産展に出展するなど世界遺産登録 10 周年に向けた熊野古道伊勢路の情報発信や旅行商品の造成に向けた大都市圏でのエージェントセールス等を、熊野古道センターでは企画展や地域と連携した交流イベント等を、紀南中核的交流施設では魅力的な宿泊プラン等の設定、地域資源を活用した体験プログラムの実施や地域と連携したイベント等を開催しました。</p> <p>また、熊野古道伊勢路を「幸結びの路」と名付け、ロゴマーク、ガイドブックなどの作成を地元市町と連携して行うとともに、「熊野古道セミナー」の開催や「モデルウォーク」、「宝探しイベント」の実施、伊勢神宮周辺での情報発信などに取り組みました。</p> <p>この結果、紀南中核的交流施設における宿泊者数が、対前年比 26% 増となるなど紀伊半島大水害からの観光面での復興が着実に進みました。</p> <p>平成 26 年度については、関係者と連携し、観光振興や産業振興などの取組を継続するとともに、平成 26 年 7 月に熊野古道世界遺産登録 10 周年を迎えることから、オープニングイベント、熊野古道伊勢路踏破ウォークをはじめとした各種イベント等を関係機関と連携しつつ切れ目なく実施していきます。</p> <p style="text-align: right;">(P80)</p>

監査意見の概要	「講じた措置」の概要
<p>農業の振興</p> <p>(農林水産部)</p> <p>農業及び農村を取り巻く環境は、高齢化や後継者不足などが進行する中、TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）問題などにより、ますます厳しくなることが予想される。</p> <p>こうしたことから、「もうかる農業」を推進するためには、消費者ニーズを踏まえた新商品・新品種の開発、既存品種の改良や生産技術の開発・改良による高品質化・多収量化、生産・輸送コスト等の低減、六次産業化、国内外への販路拡大等について戦略的に取り組む必要がある。</p> <p>このため、「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画及び行動計画」の的確な進行管理を行い、みえフードイノベーションの形成等を通じて「もうかる農業」の実現に努められたい。</p>	<p>みえフードイノベーションの形成等を通じて「もうかる農業」の実現に努めるため、①三重県で新たに育成され高温登熟性に優れた品種「三重23号」を、県産ブランド米「結びの神」として生産から販売まで一体化したプロジェクトを展開、②国の米政策の転換や経営所得安定対策の見直し、TPP等の国際情勢をうけ、「新しい三重の米（水田農業）戦略」を策定し、今後の「もうかる農業」への方策を関係団体とともに検討、③園芸特産物の高付加価値化、商圏以外の地域や海外への販路拡大、県外産地と一体となった生産・販売の展開など産地の挑戦的で戦略性のある取組への支援等を行いました。</p> <p>今後も、引き続き、これまでの取組を継続していくほか、「三重テラス」などを活用した首都圏でのPR活動、商談会への出展促進、海外への販路拡大などの取組を展開していく予定です。</p> <p>(P91)</p>
<p>効果的な獣害対策</p> <p>(農林水産部)</p> <p>野生鳥獣による農林水産被害額は、依然として深刻な状態となっており、より一層、重点的な取組が必要となっている。</p> <p>今後も、「被害対策」、「生息管理」、「獣肉の利活用」の3つの柱を総合的、計画的に推進し、市町や関係団体等と連携した地域ぐるみの効果的な獣害対策を展開されたい。</p>	<p>選択・集中プログラム「緊急課題解決9 暮らしと産業を守る獣害対策プロジェクト」に基づき、「被害対策」「生息管理」「利活用」に取り組み、野生鳥獣侵入防止柵等の整備に対する支援や集落リーダー等の育成、ニホンザルの大量捕獲技術の開発・確立、鳥獣捕獲実施隊の設置についての支援、有害鳥獣駆除の経費にかかる補助、「特定鳥獣保護管理計画（ニホンザル）」の策定、禁止猟法の一部地域での解禁などの規制緩和の継続、獣肉の販売促進に向けた企業とのマッチングによる新商品の開発などを支援しました。</p> <p>今後も、引き続き、選択・集中プログラムでの取組を継続していくほか、特に、野生鳥獣の捕獲力強化に向け、大量捕獲わなの普及や地域における捕獲技術の向上、捕獲体制の整備等による共同捕獲や広域一斉捕獲、捕獲後の処分体制構築等への支援に取り組んでいく予定です。</p> <p>(P92)</p>

監査意見の概要	「講じた措置」の概要
<p>三重テラスを活用した営業活動 (雇用経済部)</p> <p>首都圏での三重県の知名度向上や観光客誘致等の営業活動の拠点となる「三重テラス」が平成 25 年 9 月末に開設された。当該施設を核として、本県の魅力を戦略的に情報発信するとともに、県内への観光誘客や県産品の販路拡大につながるよう、効果的かつ有効的な営業活動を展開されたい。また、成果指標や活動指標を作成するなど、運営状況を的確に把握できる仕組みを検討されたい。</p>	<p>在京メディアに向けたプロモーション活動や首都圏各地での「三重県フェア」の開催、ホームページ等を活用した情報発信を積極的に展開したほか、多目的ホールで県、市町、商工団体等の主催でセミナー、展示、商談会、会議など、様々な三重の魅力を発信するイベントを開催しました。</p> <p>また、「みえ旅案内所」を設置し、三重の各地域の旬の情報の提供や三重への旅行相談等を行うとともに、県や市町の観光パンフレット等の配布を行ったほか、旅行関係団体向けに旅行商品の説明会等を開催し、三重への誘客の促進を図りました。</p> <p>さらに、連続講座の一環として、県内へのフィールドワークを実施し、県内への誘客につなげました。</p> <p>首都圏での販路拡大を図る出口として活用される場となるよう、ショップでの販売を通じた商品のブラッシュアップや多目的ホールにおける商談会等を通じた販路拡大など、県内事業者の支援を行いました。</p> <p>その他、三重テラスの機能や役割毎に「来館者数」「商品開発や販路拡大につながった件数」「三重テラスサポート会員数」「メディア掲載件数」の 4 項目の指標を設定し、運営の改善に役立てていくこととしました。</p> <p style="text-align: right;">(P125)</p>

監査意見の概要	「講じた措置」の概要
<p>観光誘客の促進</p> <p>(雇用経済部)</p> <p>県内への観光入込客数は、伊勢神宮の式年遷宮等により、順調に推移しているが、遷宮後も観光客数が維持され、観光消費額を伸ばす方策等を検討されたい。</p> <p>また、地域の特色を生かした周遊ルートの設定や魅力ある観光地の形成に努めるとともに、“おもてなし”の向上、海外からの来訪者に対しても受入体制の充実なども図り、国内外からの観光誘客に取り組まれたい。</p>	<p>遷宮後も引き続き多くの観光客に訪れていただき、観光消費額を伸ばしていくために、昨年4月から「みえ旅パスポート」「みえ旅案内所」「みえ旅おもてなし施設」を核とする三重県観光キャンペーンを官民連携して展開し、「三重県の知名度の向上」「県内の周遊性・滞在性の向上」「三重ファン・リピーターの拡大」を目指して取組を進めました。</p> <p>県内を5地域に分けた地域部会を設置し、地域ごとの特色ある資源を活用した連携事業の実施や、伊勢志摩地域と県内各地をつなぐ旅行商品の造成を図りました。</p> <p>さらに、三重県観光連盟と連携して、県内観光関係団体や観光事業者を対象としたおもてなしセミナーを開催するとともに、ICTを活用した外国人観光客向けの観光情報の発信や、多言語に対応した通訳案内サービスを提供すること等により、外国人観光客の受入体制充実を図りました。</p> <p>平成26年は、内宮・外宮の遷宮が行われた翌年の「おかげ年」であるほか、熊野古道世界遺産登録10周年にもあたり、全国から本県に注目が集まる絶好の機会であることから、引き続き三重県観光キャンペーンの展開を図り、県内への来訪者の増加や、滞在時間の延長、ひいては観光消費額の増加につなげていくとともに、伊勢志摩地域や東紀州地域と県内各地をつなぐ旅行商品を充実させるなど、一層の情報発信に努め、遷宮後も引き続き、多くの観光客に継続的に訪れていただける魅力ある観光地の構築に取り組めます。</p> <p style="text-align: right;">(P127)</p>

監査意見の概要	「講じた措置」の概要
<p>公共土木施設の着実な維持管理の推進 (県土整備部)</p> <p>平成 24 年 12 月に中央自動車道の笹子トンネルの天井板落下事故が発生するなど、公共土木施設の老朽化が懸念される状況にある。</p> <p>道路構造物、河川管理施設、急傾斜地崩壊防止施設等について緊急点検を実施しているところであるが、引き続き、計画的に点検を実施するとともに、必要な箇所については早期の修繕を行うなど、安全・安心の確保に努められたい。</p> <p>また、トンネル、横断歩道橋、河川の大規模構造物、臨港道路の橋梁について、予防保全的な観点から、長寿命化計画策定を予定しているが、早期策定に向け、的確に対応されたい。</p>	<p>公共土木施設の点検について、平成 24 年度までは、道路法面・橋梁・舗装の近接目視点検、トンネル・道路附属物（道路標識、照明灯等）の遠望目視点検、河川管理施設・急傾斜地崩壊防止施設等に対する出水期前後のパトロールや台風などの大規模な出水後の点検を実施することにより、施設の損傷の有無や老朽化の状況把握を行ってきました。</p> <p>また、笹子トンネルの天井板落下事故の発生を受け、平成 24 年度末に冬期閉鎖中のトンネルを除くすべての県管理トンネルについて点検を実施しました。</p> <p>平成 25 年度には、国土交通省より示された点検要領に基づき、トンネル、道路附属物（道路標識、照明灯等）、横断歩道橋について、近接目視や打音、触診を行うなどの緊急点検を実施するとともに、河川管理施設、急傾斜地崩壊防止施設、港湾施設等については、目視による緊急点検を行いました。</p> <p>また、緊急点検により判明した損傷箇所のうち、緊急度を踏まえ速やかな対応が必要な施設については緊急修繕を行いました。</p> <p>長寿命化計画についても、着実に調査・策定を進めました。</p> <p style="text-align: right;">(P148)</p>
<p>河川の堆積土砂対策 (県土整備部)</p> <p>洪水被害の防止・軽減を図るため、堆積土砂撤去を積極的に推進しているところであるが、平成 23 年の紀伊半島大水害など度重なる豪雨により平成 23 年度末には、堆積土砂総量は約 210 万 m³となった。引き続き、土砂撤去に努めるとともに、河川堆積土砂の状況や撤去箇所の情報を市町と共有する仕組みづくりについても的確に進められたい。</p>	<p>平成 16 年の台風 21 号等による大災害を契機に、河川堆積土砂撤去について積極的に取り組んできました。</p> <p>平成 25 年度においても、砂利採取を活用する方法、災害復旧、河川改修、河川の維持管理として行う方法を適切に組み合わせ河川堆積土砂撤去を実施した結果、平成 25 年度末の堆積土砂総量は約 125 万 m³となる見込みです。(堆積土砂総量については、現在、集計中です。)</p> <p>また、撤去箇所の優先度や実施方法の考え方をもとに選定した、当該年度の実施箇所や今後 2 年間の実施候補箇所を関係市町と共有する仕組みを 3 建設事務所（松阪、伊賀、尾鷲）で試行しており、関係市町とともに検証を行いました。</p> <p style="text-align: right;">(P150)</p>

監査意見の概要	「講じた措置」の概要
<p>会計事務の支援</p> <p>(出納局)</p> <p>会計事務の適正化について、地域駐在の設置、事前相談機能の強化、職員研修の充実等に取り組んでいるところであるが、契約や支出関係の事務等を中心に、依然として軽微なミスや誤った事務処理等が発生している。</p> <p>このような状況を踏まえ、引き続き、会計事務に関する相談や検査、研修を強化することにより、会計事務担当職員の能力向上を図りたい。また、各所属においては会計事務担当職員が減少し、所属単位での人材育成が困難な状況にあることから、各所属の状況に応じたOJT研修、フォローアップの重点化、ミスの多い事例の周知徹底など、会計事務担当職員に対し、よりきめ細かい会計支援を行われたい。</p>	<p>本庁、地域機関の所属とも年2回の事後検査及び執行伺の段階での事前検査を実施し、不適切な事務処理に対する指導を行いました。また、日常的に、各所属から電話やメールで寄せられる相談事項に対応するとともに、各所属の会計事務処理体制に応じた職場訪問を重点化して会計事務に携わる職員の習熟度に応じたOJT研修の充実を図りました。さらに、不適切な会計処理を未然に防止する高い危機管理意識を持った人材を育成するため、本県や他自治体などの過去の事例を題材にした会計事務コンプライアンス研修を実施しました。</p> <p>ミスの多い事例の周知徹底を図るため、月1回発行している「出納かわら版」にヒヤリ・ハット事例を掲載するとともに、出納局検査で発生した指導事項の事例集を作成して各所属に情報提供しました。</p> <p>各種研修については、平成25年度は延べ1,800人と前年度の1,514人を上回る参加を得ました。相談業務については、平成25年度の相談件数は8,916件で、前年度の9,700件と比較して減少しました。また、検査業務については、平成25年度の指導件数は389件で、前年度の469件から減少しました。</p> <p>(P181)</p>
<p>水力発電事業の円滑な譲渡</p> <p>(企業庁)</p> <p>水力発電事業については、平成25年2月に譲渡先である中部電力株式会社と「青蓮寺発電所及び比奈知発電所に係る資産等の譲渡・譲受に関する契約書」を締結し、平成25年4月に1回目の譲渡が完了したところである。</p> <p>残り8発電所の譲渡に伴う諸課題については概ね整理されつつあるが、円滑な譲渡に向け、引き続き計画的に対応されたい。</p> <p>また、水力発電事業に従事している技術職員の譲渡後の人事配置や職務について、関係部局と十分協議するとともに、水力発電事業の譲渡に伴う電気事業会計の清算が確実かつ適切に行えるよう準備されたい。</p>	<p>円滑な譲渡に向け、引き続き設備改修や関係法令に基づく国との協議等を進めたことにより、宮川第一発電所、宮川第二発電所及び蓮発電所については、平成26年2月に譲渡・譲受に関する契約を締結しました。</p> <p>また、譲渡後の技術職員の人事配置や職務について、総務部等と協議し、平成25年11月に基本的な考え方等をまとめ、職員に対して説明会を開催するとともに、関係部局に協力を依頼しました。</p> <p>なお、電気事業の清算手法については、平成25年7月に設置した庁内ワーキンググループにおいて検討を行いました(5回実施)。</p> <p>引き続き、設備改修や水利権譲渡に係る手続等に取り組み、残る発電所の平成27年4月1日の譲渡を円滑に進めます。</p> <p>(P185)</p>

監査意見の概要	「講じた措置」の概要
<p>平成 24 年度決算と新たな中期経営計画に基づく病院の運営等 (病院事業庁)</p> <p>平成 24 年度の病院事業会計の収益的収支は、約 2 億 1,644 万円の赤字（純損失）であるものの、前年度に比べ約 27 億 3,057 万円収支が改善している。これは、平成 23 年度は総合医療センターの独立行政法人化に伴う一過性の要因（資本剰余金の病院間貸借の解消に伴う特別損失約 27 億 9,261 万円）があったことによるものである。</p> <p>平成 24 年度末の正味運転資本（内部留保資金）は、前年度（総合医療センターの約 27 億 1,918 万円を除くと約 7 億 7,019 万円）より約 3 億 3,074 万円増加し、約 11 億 93 万円（流動資産約 14 億 9,361 万円から流動負債約 3 億 9,269 万円を差引いた額。流動資産のうち現金預金は約 9 億 7,357 万円）となっている。</p> <p>病院事業庁では、病院事業の経営を中期的な観点から計画的に推進するため「三重県病院事業 中期経営計画（平成 25 年度～平成 27 年度）」を新たに策定したところであり、各年度における成果目標等の進行管理を的確に行うことにより、計画の着実な推進を図られたい。</p> <p>また、病院事業全体では、多額の累積欠損金が生じているなど厳しい状況が続いている。このため、県立病院に求められている役割・機能等を十分に踏まえつつ、国、県の医療政策の動向や県立病院を取り巻く環境の変化に的確に対応しながら、引き続き経営の健全化を図られたい。</p> <p>なお、平成 24 年度の各病院の留意事項については、次のとおりである。</p>	<p>中期経営計画の着実な推進を図るため、各年度の年度計画を策定しており、年度計画における取組や成果目標の状況等については、毎月、病院長等による会議を開催し、その状況を適時、的確に把握し、随時、具体的な事項について協議・調整を行い、計画の着実な推進に努めました。</p> <p>具体的には、病院長等を構成員とする経営会議を 5 回、運営調整部長を構成員とする連絡調整会議を 7 回開催し、成果目標に対する実績の確認や取組に対する協議・調整を行い、計画の着実な推進を図りました。</p> <p>また、国において検討されている各都道府県における地域医療ビジョンの策定や病床機能報告制度の創設及び平成 26 年度診療報酬改定などの状況を適宜把握し、各病院と情報共有、意見交換を行いました。</p>
<p>ア ところの医療センター</p> <p>病院機能の再編・推進を継続し、訪問看護などのアウトリーチサービスや、作業療法、デイケアといった日中活動支援を進めることで、地域生活支援体制を充実されたい。また、救急・急性期医療を推進し、民間病院では対応が困難な患者の受入れなど、精神科医療の中核病院として求められる役割や機能の充実を図られたい。</p>	<p>外来棟の増築を進めるとともに、訪問看護の人員を増員し、地域生活支援体制の充実に取り組みました。</p> <p>その結果、長期入院患者を中心に地域移行が進み、地域定着を図るとともに、訪問看護件数は着実に増加し、適切な治療支援を行うことができました。</p> <p>また、精神救急医療に関しては、自傷・他害のおそれが高い措置鑑定診察の要請について、100%受入れを行いました。</p>

監査意見の概要	「講じた措置」の概要
<p>イ 一志病院</p> <p>地域の過疎化・高齢化が進む中、引き続き家庭医療を中心とした地域医療や予防医療、在宅療養支援に取り組むとともに、三重大学と連携し、家庭医（総合診療医）の育成拠点として医師の育成を図るなど、地域医療を担う人材の育成に努められたい。</p> <p>また、これからの地域医療には、保健、医療、福祉を包括した取組が必要であり、その体制の整備が求められていることから、全人的な医療に精通した家庭医が中心となり、関係機関や住民とともに、地域に最適な医療の体制づくりに取り組まれたい。</p>	<p>家庭医育成拠点として、初期研修医や医学生を積極的に受入れ、臨床実習のほか、訪問診療等の取組への参加を通じた実践的な研修を実施しました。</p> <p>また、ワークショップや会議を開催するなど保健・医療・福祉関係者と顔の見える関係づくりに取り組み、連携を深めました。</p> <p>さらに、白山消防署との合同勉強会の開催や、救急患者受入のためのホットラインを開設するなど、救急体制の充実に取り組みました。</p>
<p>ウ 志摩病院</p> <p>指定管理者にあっては、入院機能、小児医療及び救急医療などの診療機能の段階的な回復に努め、常勤医師の確保など、より一層の診療体制の充実に努めているところである。病院事業庁においては、今後とも地域の中核病院としての役割・機能を担えるよう、基本協定や業務報告等に基づきその運営状況を適時・的確に把握しながら、指定管理者と十分に協力・連携することにより、地域医療の確保・推進に努められたい。</p>	<p>病院事業庁と指定管理者の代表者等で構成する管理運営協議会を年2回開催し、管理業務に関する取組について協議を行いました。</p> <p>また、指定管理者から毎月提出される「業務報告書」の聴取りを中心に、管理業務の実施状況の確認や情報共有・意見交換を行うとともに、地域の皆さんの意見等を今後の管理業務に反映させるため、地域の皆さんとの懇談会を昨年度に引き続き開催しました。</p> <p>これらの取組の成果として、平成26年3月には常勤医師を28名確保することができました。</p> <p>内科の外来診療については紹介制の緩和を行うとともに、在宅患者の急変時の受入体制を整備するなど診療体制の拡充を図りました。</p> <p>また、診療体制の回復に伴い外来患者数も昨年度を上回って推移し、救急搬送件数も増加するなど、二次救急医療機関としての役割を着実に果たしています。</p> <p style="text-align: right;">(P197)</p>

監査意見の概要	「講じた措置」の概要
<p>いじめ、不登校児童生徒、暴力行為への対策の推進</p> <p>(教育委員会事務局)</p> <p>平成 24 年度の不登校児童生徒数は※2,527 人(前年度:2,504 人)、暴力行為については※775 件(前年度:785 件)となっており、大幅な増減はないものの、いじめの認知件数は平成 24 年 9 月の緊急調査時点で1,266 件と年度前半の件数でありながら、平成 23 年度の年間件数 245 件を大きく上回っている。</p> <p>(※:平成 24 年度速報値)</p> <p>今後は、より一層、子どもの問題行動の実態把握、未然防止、早期発見、早期対応といった学校の対応力の向上や、教育相談体制の充実を図るとともに、関係機関との連携を強化し、安心して学べる環境づくりを推進されたい。</p>	<p>本年度、新たに、子ども安全対策監を設置し、いじめや体罰などの問題において、学校だけでは対応することが難しい事案への的確な対応や、学校、市町教育委員会における早期対応への支援体制の充実を図りました。</p> <p>また、9 月にいじめに関するアンケート調査を実施し、その結果を踏まえ迅速かつ的確な対応を図るとともに、いじめ・暴力行為等の問題行動への対応を充実させるため、小中学校生徒指導担当者講習会及び生徒指導主事研修会(県立学校対象)を開催しました。</p> <p>暴力行為が頻繁に発生している学校に対しては、早期にスクールソーシャルワーカーや生徒指導特別指導員による支援を行うとともに、学校配置のスクールカウンセラーと連携して児童生徒等への直接支援を行いました。</p> <p>また、ケースに応じて、「学校問題解決サポートチーム」を派遣して、問題解決への支援を行いました。</p> <p style="text-align: right;">(P224)</p>
<p>体罰の禁止</p> <p>(教育委員会事務局)</p> <p>運動部活動や生徒指導に関わる体罰が社会問題となっている中、平成 24 年度に行った本県の公立学校における体罰に係る実態調査においては、393 件の体罰事案があった。</p> <p>学校教育における体罰は、学校教育法で禁止されている違法行為であるのみならず、児童生徒の心身の成長に深刻な影響を及ぼすことから、教員及び部活動指導者に対し体罰禁止を徹底されたい。</p>	<p>平成 25 年度から、子ども安全対策監を設置し、その統括のもと以下のような取組を進めました。</p> <p>(1) 発生した事案に係る速やかな報告</p> <p>体罰と判断された行為については、その都度、市町等教育委員会や県教育委員会への速やかな報告の徹底を求めました。</p> <p>(2) 学期に 1 回程度のアンケート調査の実施</p> <p>児童生徒を対象としたアンケート調査を学期に 1 回程度実施し、管理職が集約し、その中に体罰に係る記述があれば、当該児童生徒及び当該教職員に対して、管理職が面談し、事実確認を行いました。</p> <p>(3) 年 2 回の体罰防止についての取組報告</p> <p>県立学校及び市町等教育委員会は、9 月末と 3 月末の年 2 回、体罰防止に係る取組内容及び体罰の認知件数について、県教育委員会に報告を行いました。</p> <p style="text-align: right;">(P228)</p>

監査意見の概要	「講じた措置」の概要
<p>犯罪の抑止と検挙率の向上 (警察本部)</p> <p>平成 24 年の刑法犯認知件数は 21,493 件で、前年と比べて 722 件減少したものの、依然として県民の身近で発生する街頭犯罪等や県民に強い不安を与える凶悪犯罪が後を絶たない状況である。一方、同年の検挙率は 25.5%で、全国ワースト 2 位となっている。</p> <p>県民が「安全・安心」を実感できる地域社会を実現するため、今後より一層、地域や関係機関との連携等による犯罪抑止対策を推進するとともに、検挙率の向上に取り組まれない。</p>	<p>犯罪の抑止のために、①地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止対策及び情報発信活動の推進、②緊急雇用創出事業を活用した「青色回転灯犯罪抑止パトロール事業」の実施、③三重県警察認定「子ども安全・安心の店」の運用・拡充、④街頭緊急警報装置の設置、⑤特殊詐欺被害防止対策の推進などを実施しました。</p> <p>また、検挙率の向上のために、①DNA型鑑定、三次元画像鑑定等を積極的に活用した捜査の科学化など捜査力の強化、②オレオレ詐欺などの特殊詐欺実行犯・助長犯の検挙強化、③暴力団に対する集中的かつ戦略的な取締りの推進と暴力団対策法及び暴力団排除条例の活用による行政命令の発出、関係機関・団体と連携した広報啓発活動、「不当要求拒否宣言の街」の設立など、社会全体での暴力団排除を推進する暴力団対策の強化などを行いました。</p> <p style="text-align: right;">(P259)</p>

検討に着手 (改善に取り組んでいるものの成果が出ていないものを含む)

監査意見の概要	「講じた措置」の概要
<p>学力及び体力の向上 (教育委員会事務局)</p> <p>平成 19 年度から実施されている「全国学力・学習状況調査」では、教科に関する調査の平均正答率が全国平均を下回る状況が続いている。平成 25 年度調査における平均正答率は、小学校の国語、算数及び中学校の国語 A については、都道府県別にみると、いずれも全国 40 位以下となっている。</p> <p>このため、当該調査結果を分析し、課題等を整理したうえで、学校や教育関係機関が問題意識の共有に努め、他県の先進的な取組等も参考にしながら、教員の授業力の向上を図るとともに、子どもたちに学習意欲や学習習慣を身につけさせることで、学力の定着と向上に具体的かつ早急に取り組まれない。</p> <p>また、体力についても、全国調査では、学力と同じく全国平均を下回る状況となっていることから、今後も学校体育活動をさらに充実させるなど、運動機会の拡充を図ることで子どもたちの体力の向上に取り組まれない。</p>	<p>学力向上を図るため、専門的な知識や豊富な経験を有する学力向上アドバイザーを実践推進校（小中学校 100 校）へ派遣し、指導方法の工夫改善に係る実践的研究を支援しました。</p> <p>また、小中学校の教員等と県、市町の指導主事等が、「全国学力・学習状況調査」から明らかになった課題に対して、それぞれの知識や経験を活かして、学校現場で有効に活用できる「授業改善モデル」を作成し、その普及を通じて、全教職員が一丸となって学力向上を意識した取組を支援しました。</p> <p>さらに、平成 25 年度「全国学力・学習状況調査」問題をすべての小中学校において活用するよう市町等教育委員会及び学校への働きかけを行うなどしました。</p> <p>また、子どもたちの体力の向上については、学校における体育科・保健体育科授業の工夫改善と子どもたちの運動機会の拡充を図るため、教員を対象とした研究協議会や講習会等、様々な機会をとらえて啓発を行いました。</p> <p style="text-align: right;">(P219)</p>